

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

担 当	責 任 者	総務部長
		各部長
	班	各部各班
	関係機関	各項目に記載

第1 初動体制

活動項目
1 各部の体制
2 災害情報連絡会議等
3 災害警戒体制本部
4 夜間・休日等の体制

1 各部の体制

市は、気象庁から津波予報が発表され、津波被害が予測される場合は、災害対策本部を設置して避難指示等の必要な措置を講じるとともに、関係機関等へ協力を要請する。

その他については、地震災害対策計画編 第3章第1節第1の1「各部の体制」に準じる。

2 災害情報連絡会議等

地震災害対策計画編 第3章第1節第1の2「災害情報連絡会議等」に準じる。

3 災害警戒体制本部

地震災害対策計画編 第3章第1節第1の3「災害警戒体制本部」に準じる。

4 夜間・休日等の体制

地震災害対策計画編 第3章第1節第1の4「夜間・休日等の体制」に準じる。

第2 災害対策本部

活動項目
1 災害対策本部設置基準
2 災害対策本部の設置場所
3 災害対策本部設置の決定・廃止
4 現地災害対策本部の設置
5 災害対策本部設置又は廃止の通知
6 災害対策本部組織・運営等

1 災害対策本部設置基準

地震災害対策計画編 第3章第1節第2の1「災害対策本部設置基準」に準じる。

2 災害対策本部の設置場所

地震災害対策計画編 第3章第1節第2の2「災害対策本部の設置場所」に準じる。

3 災害対策本部設置の決定・廃止

地震災害対策計画編 第3章第1節第2の3「災害対策本部設置の決定・廃止」に準じる。

4 現地災害対策本部の設置

地震災害対策計画編 第3章第1節第2の4「現地災害対策本部の設置」に準じる。

5 災害対策本部設置又は廃止の通知

地震災害対策計画編 第3章第1節第2の5「災害対策本部設置又は廃止の通知」に準じる。

6 災害対策本部組織・運営等

地震災害対策計画編 第3章第1節第2の6「災害対策本部組織・運営等」に準じる。

第3 職員の動員・配備

活動項目
1 職員の動員・配備体制
2 職員の動員
3 義務登庁・自主登庁
4 非常時の措置
5 職員の心得
6 出動体制
7 緊急放送による緊急出動

1 職員の動員・配備体制

地震災害対策計画編 第3章第1節第3の1「職員の動員・配備体制」に準じる。

2 職員の動員

地震災害対策計画編 第3章第1節第3の2「職員の動員」に準じる。

3 義務登庁・自主登庁

地震災害対策計画編 第3章第1節第3の3「義務登庁・自主登庁」に準じる。

4 非常時の措置

地震災害対策計画編 第3章第1節第3の4「非常時の措置」に準じる。

5 職員の心得

地震災害対策計画編 第3章第1節第3の5「職員の心得」に準じる。

6 出動体制

地震災害対策計画編 第3章第1節第3の6「出動体制」に準じる。

7 緊急放送による緊急出動

地震災害対策計画編 第3章第1節第3の7「緊急放送による緊急出動」に準じる。

第4 市民向け緊急声明の発表

活動項目
1 市民向け緊急声明の要請先
2 市民向け緊急声明における要請内容
3 市民向け緊急声明の実施期間
4 総動員宣言の発表文例

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 市民向け緊急声明に関する総括
		市長公室長
	班	消防長 ※ 市民向け緊急声明に関すること
	関係機関	広報班、総務班、消防部情報班
		県生活環境部、NHK水戸放送局、I B S等報道機関

1 市民向け緊急声明の要請先

地震災害対策計画編 第3章第1節第4の1「市民向け緊急声明の要請先」に準じる。

2 市民向け緊急声明における要請内容

地震災害対策計画編 第3章第1節第4の2「市民向け緊急声明における要請内容」に準じる。

3 市民向け緊急声明の実施期間

地震災害対策計画編 第3章第1節第4の3「市民向け緊急声明の実施期間」に準じる。

4 総動員宣言の発表文例

地震災害対策計画編 第3章第1節第4の4「総動員宣言の発表文例」に準じる。

第2節 情報収集伝達計画

第1 基本的な考え方

活動項目
1 津波の特性による継続する危険性の伝達
2 迅速・的確な避難指示等
3 あらゆる伝達手段の活用

担	責任者	総務部長 関係各部長
	班	総務部庶務班、総務班、管財班、警防班、消防部情報班、関係各部各班
当	関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、NTT 東日本茨城支店、 NTT ドコモ茨城支店、NHK 水戸放送局、茨城放送、その他防災関係機関

1 津波の特性による継続する危険性の伝達

津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する必要がある。

2 迅速・的確な避難指示等

強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な指示を行うものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達する必要がある。

3 あらゆる伝達手段の活用

津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（エリアメール・緊急速報メール機能を含む）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

第2 災害情報の通信連絡系統

活動項目
1 専用通信設備の運用
2 代替通信機能の確保
3 他機関の通信設備の利用
4 NTT衛星通信電話の利用
5 放送機能の利用
6 市及び防災関係機関との連絡
7 無線通信の運用
8 アマチュア無線ボランティアの活用

担 当	責 任 者	総務部長
		関係各部長
	班	総務部庶務班、総務班、管財班、警防班、消防部情報班、関係各部各班
	関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、NTT 東日本茨城支店、 NTT ドコモ茨城支店、NHK 水戸放送局、茨城放送、その他防災関係機関

1 専用通信設備の運用

地震災害対策計画編 第3章第2節第1の1「専用通信設備の運用」に準じる。

2 代替通信機能の確保

地震災害対策計画編 第3章第2節第1の2「代替通信機能の確保」に準じる。

3 他機関の通信設備の利用

地震災害対策計画編 第3章第2節第1の3「他機関の通信設備の利用」に準じる。

4 NTT衛星通信電話の利用

地震災害対策計画編 第3章第2節第1の4「NTT衛星通信電話の利用」に準じる。

5 放送機能の利用

地震災害対策計画編 第3章第2節第1の5「放送機能の利用」に準じる。

6 市及び防災関係機関との連絡

地震災害対策計画編 第3章第2節第1の6「市及び防災関係機関との連絡」に準じる。

7 無線通信の運用

地震災害対策計画編 第3章第2節第1の7「無線通信の運用」に準じる。

8 アマチュア無線ボランティアの活用

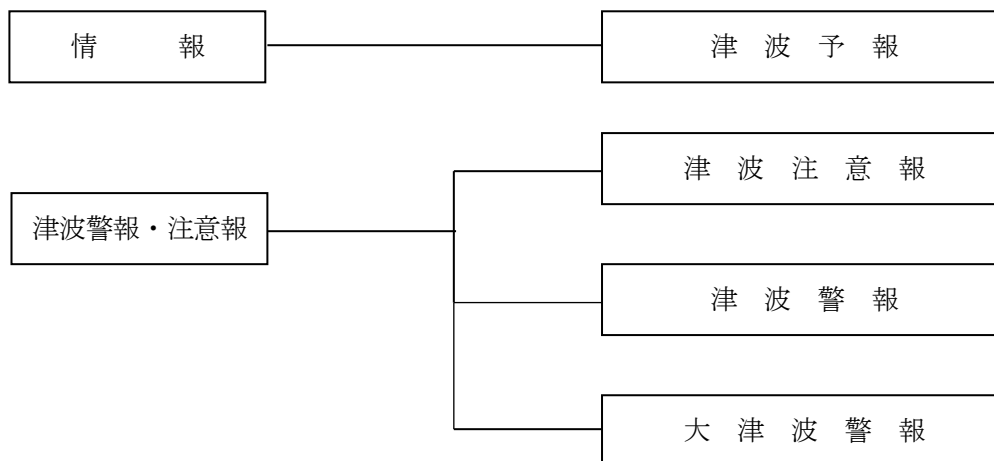
地震災害対策計画編 第3章第2節第1の8「アマチュア無線ボランティアの活用」に準じる。

第3 津波に関する情報・津波警報・気象情報

活動項目
1 情報等の種類
2 津波警報、津波情報の収集・伝達
3 情報等の発表
4 緊急時における気象官署の措置
5 住民等への伝達
6 市の判断による措置
7 住民等の対応
8 津波情報の収集
9 関係機関における措置
10 異常現象発見者の通報義務
11 通信連絡網

担 当	責 任 者	総務部長 消防長、産業経済部長、生活環境部長、市長公室長
	班	総務班、総務部庶務班、広報班、警防班、消防部情報班、 農林水産班、気象班
	関係機関	水戸地方気象台、茨城海上保安部、県防災・危機管理課、日立警察署、 NTT 東日本茨城支店、NHK 水戸放送局、消防団、漁業協同組合

1 情報等の種類



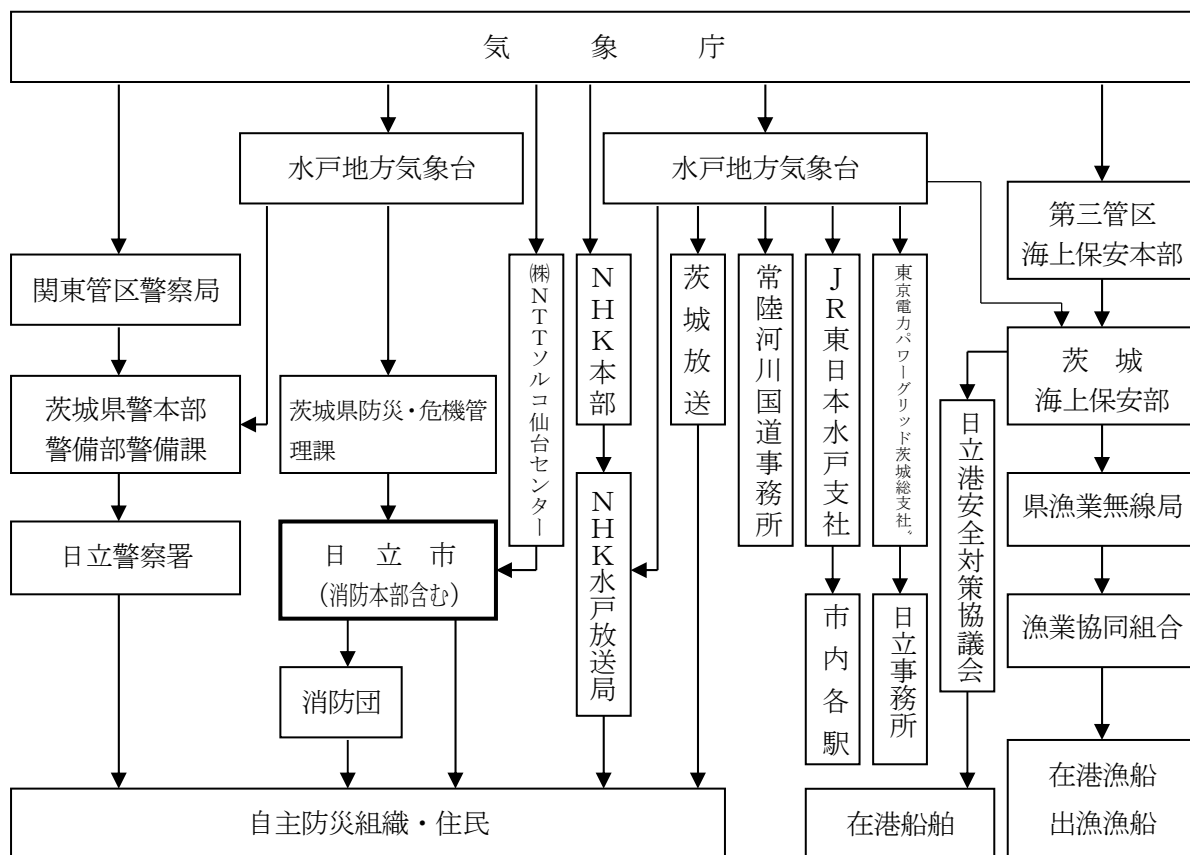
2 津波警報、津波情報の収集・伝達

茨城県沿岸（津波予報区：茨城県）に津波襲来のおそれがある場合には、気象庁より津波予報（津波警報、注意報）が発表されるので、各関係機関は沿岸の住民、船舶等に迅速かつ正確に伝達し、被害の発生を最小限に食い止める。

(1) 津波警報・注意報の収集伝達

気象庁と水戸地方気象台から津波予報は次の伝達経路より通報されるので、可能な限り迅速かつ的確に津波警報・注意報を伝達する。

■ 津波警報・注意報伝達系統図



(2) 伝達手段

津波警報・注意報の伝達は、緊急情報衛星同報システム、防災行政無線、FAXをはじめとする迅速かつ確実な手段を用いて行うとともに、携帯メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど複数の情報伝達手段を、できる限り活用して行う。

地震による被害の程度によっては、通常の情報通信設備が利用できない場合もあり、その場合には代替設備として利用できる情報通信手段を活用する。

(3) 伝達内容

ア 発表基準

- (ア) 大津波警報：津波により重大な災害が起こるおそれ著しく大きいと予想されたとき。
- (イ) 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されたとき。
- (ウ) 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想される時。
- (エ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想される時。

イ 伝達内容

津波警報・注意報の種類、発表基準と伝達する内容は次頁のとおり。

■ 津波警報・注意報の発表基準、解説及び発表される津波の高さ

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波注意報	予想される津波の高さが、高いところで0.2m以上1m未満である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	0.2m～1m
津波警報	津波 予想される津波の高さが、高いところで1m以上3m未満である場合	津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。 警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	1m～3m
	大津波 予想される津波の高さが、高いところで3m以上である場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。 警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m～5m、 5m～10m、 10m以上

※ 「津波の高さ」とは、津波によって高くなったときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■ 津波予報

	発表基準	解説
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※ 津波による災害のおそれがないと予想される場合に、地震情報（震源震度に関する情報等）で「津波の心配はなし」が付加文として発表される。また、若干の海面変動がある場合は、津波情報（津波に関するその他の情報）で発表される。

※ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

3 情報等の発表

(1) 津波情報

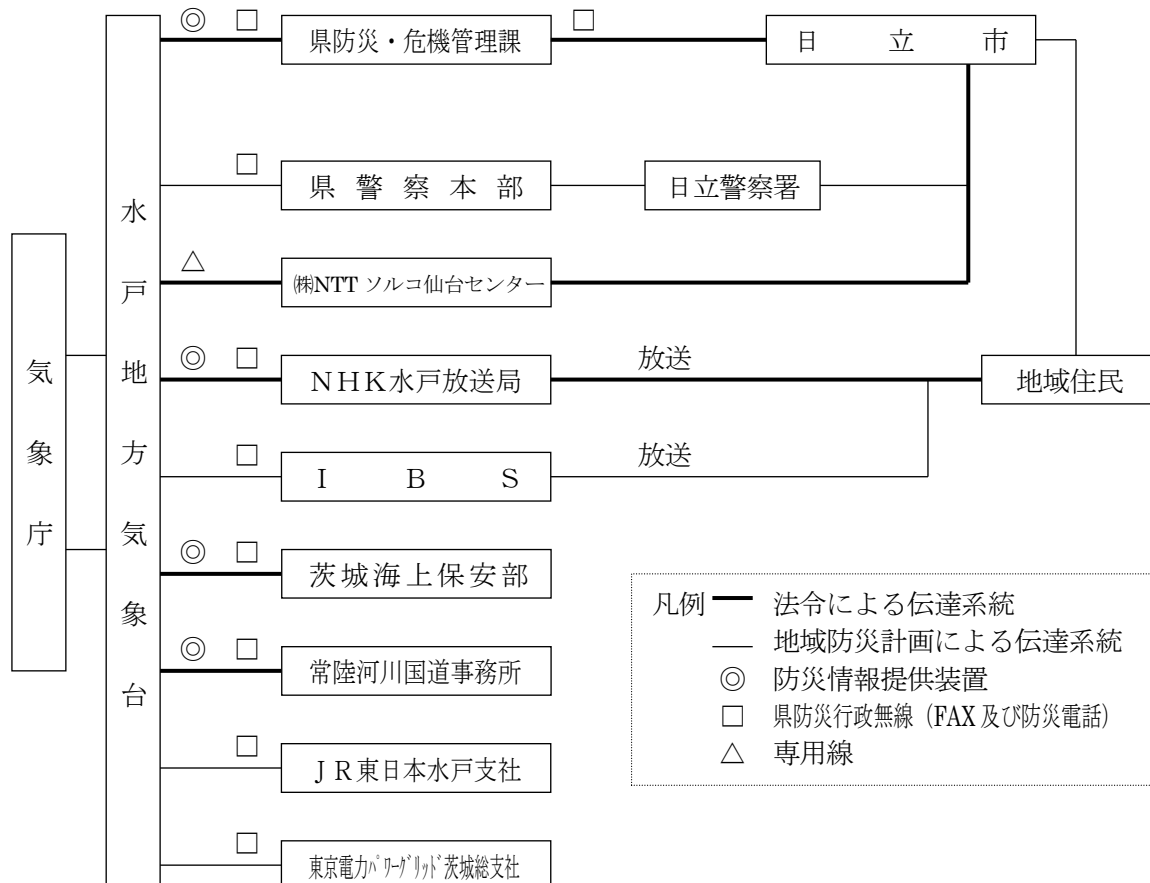
水戸地方気象台は、津波の到達予測時刻、津波を観測した場合は、観測時刻や高さに関係機関へ県防災情報ネットワークシステムを通じて伝達する。

(2) 津波予報

気象庁及び水戸地方気象台は、津波が予測される地域と、予測されるおおよその津波の高さに関係機関へ県防災情報ネットワークシステムを通じて伝達する。

その他については、地震災害対策計画編 第3章第2節第2の3「情報等の発表」に準じる。

■ 津波情報及び地震情報の伝達系統図



4 緊急時における気象官署の措置

地震災害対策計画編 第3章第2節第2の3「緊急時における気象官署の措置」に準じる。

5 住民等への伝達

市は、県、日立警察署、NTT 茨城支店又はテレビ、ラジオ放送等により津波警報の発令を知ったときは、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に呼びかけ、急いで安全な場所に避難するように指示する。

その際、住民・観光客等に正確に伝えるため、防災行政無線、広報車、ハンドマイク等を併用する。

6 市の判断による措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。

したがって、強い地震 (震度 4 程度以上) を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

7 住民等の対応

強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜にある者、海岸付近の市民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

8 津波情報の収集

津波警報・注意報が発表されると、水戸地方気象台から津波情報が発表され津波に関する詳細な情報が得られるので、関係機関は本情報を必要な機関に伝達することとする。

(1) 津波情報の発表基準

- ア 津波注意報又は津波警報が発表されたとき。
- イ その他津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 津波情報の種類と発表内容

(津波情報の種類と発表内容)

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

9 関係機関における措置

区分	内容
市	災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、日立警察署又は NTT 東日本茨城支店から通知を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係機関等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
消防本部	気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに各署・消防団に通報し、住民に周知する。
県 (生活環境部)	災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
日立警察署	異常現象を認知したとき、又は異常を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市長に通知する。
水戸地方気象台	水戸地方気象台は、津波（地震・津波関係情報）を県、県警、NHK水戸放送局、その他関係機関に通報する。
茨城海上保安部 (第三管区海上保安本部)	気象業務法に基づいて、水戸地方気象台から伝達された警報を、航海中及び入港中の船舶等に通報する。
NTT 東日本 茨城支店	気象業務法に基づいて、水戸地方気象台から伝達された各種警報を、市町村及び関係機関に通報する。

放送機関	水戸地方気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努める。
その他の防災機関	水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

10 異常現象発見者の通報義務

海面の異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（市・消防署）、警察官（日立警察署）又は海上保安官（茨城海上保安部）に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

なお、通報を受けた警察官（日立警察署）又は海上保安官（茨城海上保安部）は、その旨を速やかに市長に通報し、また、市長は水戸地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

その他については、地震災害対策計画編 第3章第2節第2の7「異常現象発見者の通報義務」に準じる。

11 通信連絡網

地震災害対策計画編 第3章第2節第2の8「通信連絡網」に準じる。

第4 被害情報及び防災情報の収集・伝達

活動項目	
1	被害情報等の収集報告・系統
2	被害状況及び防災情報の収集
3	情報のとりまとめ
4	県（災害対策本部）への報告等

担当	責任者	総務部長 都市建設部長、消防長、関係各部長
	班	総務班、総務部庶務班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、消防部情報班、警防班、警備班、各部庶務班
	関係機関	各項目に記載

1 被害情報等の収集報告・系統

地震災害対策計画編 第3章第2節第3の1「被害情報等の収集報告・系統」に準じる。

2 被害状況及び防災情報の収集

地震災害対策計画編 第3章第2節第3の2「被害状況及び防災情報の収集」に準じる。

3 情報のとりまとめ

地震災害対策計画編 第3章第2節第3の3「情報のとりまとめ」に準じる。

4 県（災害対策本部）への報告等

地震災害対策計画編 第3章第2節第3の4「県（災害対策本部）への報告等」に準じる。

第5 関連情報の収集・伝達

活動項目
1 近隣・周辺市町村の情報
2 生活関連施設の復旧状況情報

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 各情報のとりまとめ及び下記以外のライフライン・鉄道施設復旧状況 公営企業管理者 ※ 上下水道施設復旧状況 (上下水道部長)
	班	総務班、消防部情報班、上下水道部総務班、調査復旧班(水道)、調査復旧班(下水道)、関係各部各班
	関係機関	県(防災・危機管理課、高萩工事事務所)、日立警察署、 近隣・周辺市町村(常陸太田市、高萩市、北茨城市、東海村)、 NTT 東日本茨城支店、東京電力パワーグリッド 日立事業所、 東京ガス日立支社、JR 東日本(市内各駅)、茨城交通、 NHK 水戸放送局、茨城放送、その他報道機関、各事業所

1 近隣・周辺市町村の情報

地震災害対策計画編 第3章第2節第4の1「近隣・周辺市町村の情報」に準じる。

2 生活関連施設の復旧状況情報

地震災害対策計画編 第3章第2節第4の2「生活関連施設の復旧状況情報」に準じる。

第3節 災害情報の広報

第1 災害時広報体制の確立

活動項目
1 市長公室（広報班）の役割
2 出先機関・指定避難所の役割
3 防災関係機関との連携
4 市の広報活動

担 当	責 任 者	市長公室長、総務部長 消防長、関係各部長
	班	広報班、総務部庶務班、消防部情報班、警備班、関係各部各班
	関 係 機 関	NTT 東日本茨城支店、東京電力パワーグリッド 日立事務所、 東京ガス日立支社、NHK 水戸放送局、茨城放送、その他報道機関、 市内関係機関・事業所・団体等

1 市長公室（広報班）の役割

地震災害対策計画編 第3章第3節第1の1「市長公室（広報班）の役割」に準じる。

2 出先機関・指定避難所の役割

地震災害対策計画編 第3章第3節第1の2「出先機関・指定避難所の役割」に準じる。

3 防災関係機関との連携

地震災害対策計画編 第3章第3節第1の3「防災関係機関との連携」に準じる。

4 市の広報活動

市は、防災関係機関、報道機関、事業所、関係団体及び市民との連携・協力により、津波災害時の広報体制を速やかに確立し、総合的な広報活動を行う。

通信手段の機能に支障が生じた場合は、代替手段を確保するなど、広報体制の整備・維持に努めるものとする。

(1) 広報の内容

津波災害情報の広報内容は、おおむね次の事項を中心とする。

併せて、被災者へ配慮した多様な情報の提供に努めることとする。

- | |
|---------------------------------------|
| ①発生した地震、津波に関する情報（津波の予想高、津波到達予想時間等を付加） |
| ②余震等、今後の地震・津波に関する情報 |
| ③避難指示に関する情報 |
| ④指定避難所に関する情報 |
| ⑤その他住民、事業者が取るべき応急措置に関する情報 |
| ⑥海水浴シーズンで多くの遊泳者がある場合は、遊泳禁止の広報を行う。 |

(2) 広報の手段

市は、津波災害対応の緊急性から、防災行政無線、広報車、報道機関の協力を得て行う広報活動等の手段により迅速に広報活動を行う。

ア 防災行政無線（固定系）による広報

市は、防災行政無線（固定系）を用いて、地震、津波等の緊急情報の広報を行う。

なお、防災行政無線放送内容の文案は、あらかじめ定めておく。

イ 拡声器付広報車両による広報

市は、より綿密な広報活動を実施するため、拡声器付広報車による広報を実施する。

ただし、時間的制約や道路の通行障害等のため、巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて日立警察署その他防災関係機関へ協力を要請する。

ウ 報道機関への要請

市は、あらかじめ定めた手続きに伴い、報道機関（NHK 水戸放送局、茨城放送等）に対して、地震、津波等の緊急情報の広報を行うよう県を通じて要請する。

エ その他広報手段の確保

市は、インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM、エリアメール・緊急速報メール等の媒体を通して、より広範囲な広報手段の確保に努める。

(3) 広報の対象

ア 住民等への広報

市は、避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、防災行政無線及び拡声器付広報車両を用いて、正確な情報提供を行い、周知に努める。

イ 要配慮者への広報

①障害者、高齢者に対する広報

市は、消防団及び自主防災組織等の協力を得ながら、近隣に居住する障害者、高齢者に対する広報活動を実施する。

聴覚障害者に対しては、携帯電話の一斉送信メールシステム、文字情報、手話通訳による広報手段を用いて広報活動を実施する。

視覚障害者に対しては、テレビ（ケーブルテレビを含む）・ラジオ（コミュニティFMを含む）で繰り返し情報提供を行い、消防団及び自主防災組織のほか、各種障害者団体、ボランティア団体その他関係機関の協力を得て広報活動を実施する。

②外国人に対する広報

市は、関係団体等の協力を得ながら、外国人への情報提供に努める。

その他については、地震災害対策計画編 第3章第3節第1の4「市の広報活動」に準じる。

第2 広報活動用資機材及び要員の確保

活動項目
1 拡声器付車両・資機材等の調達
2 編集要員の確保
3 広報活動要員の確保

担	責 任 者	総務部長、市長公室長、消防長
	班	広報班、総務部庶務班、消防部情報班、警備班、関係各部各班
当	関係機関	近隣・周辺市町村（常陸太田市、高萩市、北茨城市、東海村） NHK 水戸放送局、茨城放送、その他報道機関、各事業所・団体

1 拡声器付車両・資機材等の調達

災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととする。

その他については、地震災害対策計画編 第3章第3節第2の1「拡声器付車両・資機材等の調達」に準じる。

2 編集要員の確保

地震災害対策計画編 第3章第3節第2の2「編集要員の確保」に準じる。

3 広報活動要員の確保

地震災害対策計画編 第3章第3節第2の3「広報活動要員の確保」に準じる。

第3 市による広報活動の実施要領

活動項目
1 広報車等の利用
2 市職員の口頭伝達
3 市施設での掲示等
4 インターネット・ケーブルテレビ等による情報の発信
5 隣接市町村への広報依頼
6 緊急警報放送等の要請
7 広報文

担	責 任 者	総務部長、市長公室長
	班	広報班、総務部庶務班、総務班、総務部応援班、政策班、各部各班
当	関係機関	近隣・周辺市町村（常陸太田市、高萩市、北茨城市、東海村） NHK 水戸放送局、茨城放送、その他報道機関

1 広報車等の利用

地震災害対策計画編 第3章第3節第3の1「広報車等の利用」に準じる。

2 市職員の口頭伝達

地震災害対策計画編 第3章第3節第3の2「市職員の口頭伝達」に準じる。

3 市施設での掲示等

地震災害対策計画編 第3章第3節第3の3「市施設での掲示等」に準じる。

4 インターネット・ケーブルテレビ等による情報の発信

地震災害対策計画編 第3章第3節第3の4「インターネット・ケーブルテレビ等による情報の発信」に準じる。

5 隣接市町村への広報依頼

地震災害対策計画編 第3章第3節第3の5「隣接市町村への広報依頼」に準じる。

6 緊急警報放送等の要請

地震災害対策計画編 第3章第3節第3の6「緊急警報放送等の要請」に準じる。

7 広報文

地震災害対策計画編 第3章第3節第3の7「広報文」に準じる。

第4 報道機関への発表・協力要請

活動項目	
1	日立市の発表
2	市消防本部の発表
3	緊急警戒放送等の要請

担	責 任 者	総務部長、市長公室長、消防長
	班	秘書班、広報班、消防部情報班
当	関 係 機 関	NHK 水戸放送局、茨城放送、その他報道機関

1 日立市の発表

地震災害対策計画編 第3章第3節第4の1「日立市の発表」に準じる。

2 市消防本部の発表

地震災害対策計画編 第3章第3節第4の2「市消防本部の発表」に準じる。

3 緊急警戒放送等の要請

地震災害対策計画編 第3章第3節第4の3「緊急警戒放送等の要請」に準じる。

第4節 自衛隊の災害派遣要請計画

担 当	責 任 者	総務部長
		市長公室長、消防長、財政部長
	班	総務班、企画部庶務班、警防班、財政部庶務班
	関係機関	自衛隊、県（防災・危機管理課）

第1 災害派遣要請

地震災害対策計画編 第3章第4節第1「災害派遣要請」に準じる。

第2 災害派遣の要請先

地震災害対策計画編 第3章第4節第2「災害派遣の要請先」に準じる。

第3 災害派遣要請の手続

地震災害対策計画編 第3章第4節第3「災害派遣要請の手続」に準じる。

第4 災害派遣の活動範囲

地震災害対策計画編 第3章第4節第4「災害派遣の活動範囲」に準じる。

第5 自衛隊との連絡

地震災害対策計画編 第3章第4節第5「自衛隊との連絡」に準じる。

第6 災害派遣部隊の受入体制及び撤収要請

1 受入れ側の活動

地震災害対策計画編 第3章第4節第6の1「受入れ側の活動」に準じる。

2 作業計画及び資機材等の準備

地震災害対策計画編 第3章第4節第6の2「作業計画及び資機材等の準備」に準じる。

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

地震災害対策計画編 第3章第4節第6の3「自衛隊との連絡窓口の一本化」に準じる。

4 ヘリコプターの受入れ

地震災害対策計画編 第3章第4節第6の4「ヘリコプターの受入れ」に準じる。

5 災害派遣部隊の撤収要請

地震災害対策計画編 第3章第4節第6の5「災害派遣部隊の撤収要請」に準じる。

第7 経費負担区分

地震災害対策計画編 第3章第4節第7「経費負担区分」に準じる。

第5節 広域応援要請計画

第1 応援要請の実施

活動項目
1 とりまとめ責任者
2 県への応援要請・職員の斡旋
3 他市町村への応援要請
4 国の機関に対する派遣要請
5 民間団体及び事業所等に対する要請

担	責任者	総務部長 ※ 防災関係機関への要請及び全体統括
		消防長 ※ 消防機関の応援要請に関すること
		関係各部長 ※ 所管団体・事業所への要請
当	班	総務班、警防班、消防部情報班、上下水道部総務班、保健班、 関係各部各班
	関係機関	各項目に記載

1 とりまとめ責任者

地震災害対策計画編 第3章第5節第1の1「とりまとめ責任者」に準じる。

2 県への応援要請・職員の斡旋

地震災害対策計画編 第3章第5節第1の2「県への応援要請・職員の斡旋」に準じる。

3 他市町村への応援要請

地震災害対策計画編 第3章第5節第1の3「他市町村への応援要請」に準じる。

4 国の機関に対する派遣要請

地震災害対策計画編 第3章第5節第1の4「国の機関に対する派遣要請」に準じる。

5 民間団体及び事業所等に対する要請

地震災害対策計画編 第3章第5節第1の5「民間団体及び事業所等に対する要請」に準じる。

第2 応援受入体制の確保

活動項目	
1	連絡体制の確保
2	受入体制の確保
3	経費の負担

担	責 任 者	総務部長	※ 防災関係機関への要請及び全体統括
		消防長	※ 消防機関の応援要請に関すること
		関係各部長	※ 所管団体・事業所への要請
当	班	総務班、警防班、消防部情報班、上下水道部総務班、保健班、 関係各部各班	
	関係機関	各項目に記載	

1 連絡体制の確保

地震災害対策計画編 第3章第5節第2の1「連絡体制の確保」に準じる。

2 受入体制の確保

地震災害対策計画編 第3章第5節第2の2「受入体制の確保」に準じる。

3 経費の負担

地震災害対策計画編 第3章第5節第2の3「経費の負担」に準じる。

第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

活動項目	
1	応援要請
2	応援受入体制の確保
3	応援隊との連携
4	経費の負担

担	責 任 者	消防長	※ 消防機関の応援要請に関すること
		班	消防部庶務班、警防班
		関係機関	各項目に記載

1 応援要請

地震災害対策計画編 第3章第5節第3の1「応援要請」に準じる。

2 応援受入体制の確保

地震災害対策計画編 第3章第5節第3の2「応援受入体制の確保」に準じる。

3 応援隊との連携

地震災害対策計画編 第3章第5節第3の3「応援隊との連携」に準じる。

4 経費の負担

地震災害対策計画編 第3章第5節第3の4「経費の負担」に準じる。

第4 他市町村被災時の応援

1 他市町村への応援・派遣

地震災害対策計画編 第3章第5節第4の1「他市町村への応援・派遣」に準じる。

第6節 警備体制

第1 津波警備体制

活動項目
1 並びに市民・事業所等の役割

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 自主防災組織に関すること
		都市建設部長 ※ 交通規制に関すること
		生活環境部長 ※ 防犯活動への協力に関する連絡・調整
消防長 ※ 救出活動並びに防犯活動への協力		
関係各部長 ※ 所管業務に基づく必要な協力		
担 当	班	総務部庶務班、総務班、土木班、管理班、生活環境部庶務班、消防部庶務班、警防班、警備班、関係各部各班
	関係機関	日立警察署、東京電力パワーグリッド、日立事務所、日立市建設業協会、日立市防犯協会、自主防災組織、各協力団体、消防団 交通安全施設関連業者・警備業者

1 市並びに市民・事業所等の役割

地震災害対策計画編 第3章第6節第1の1「市並びに市民・事業所等の役割」に準じる。

第7節 避難計画

第1 避難指示を行う実施責任者

活動項目	
1 避難指示の発令	

担 当	責任者	総務部長 消防長 ※ 津波等からの避難路・指定緊急避難場所の安全確保
	班	総務班、警防班、警備班
	関係機関	常陸河川国道事務所、茨城海上保安部、日立警察署、自衛隊

1 避難指示の実施

市は、津波予報が発表された場合又は津波災害が予測され、必要と認められる場合は、速やかに避難指示を行い、関係機関の協力のもと安全かつ効率的な避難誘導を行う。

その際、住民のみならず、観光客、工事関係者等に漏れなく伝達されるよう配慮するとともに、要配慮者へも配慮した分かりやすい伝達を行う。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市は必要と認める場合に、海浜にいる者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、津波一時避難場所又は高台の安全な場所へ避難するよう指示する。
- (2) 地震発生後、気象庁から津波警報が発表された場合又は報道機関から津波警報が放送された場合は、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、津波一時避難場所又は高台の安全な場所へ避難するよう指示する。

なお、その他については、地震災害対策計画編 第3章第7節第1「避難指示を行う実施責任者」に準じる。

第2 避難指示

活動項目	
1 避難指示を行う基準	
2 避難指示の対象者	
3 避難指示の内容	
4 避難指示の伝達等	
5 警戒区域の設定	

担 当	責任者	総務部長、消防長、生活環境部長
	班	総務班、警防班、気象班
	関係機関	各項目に記載

1 避難指示を行う基準

地震災害対策計画編 第3章第7節第2の1「避難指示を行う基準」に準じる。

2 避難指示の対象者

地震災害対策計画編 第3章第7節第2の2「避難指示の対象者」に準じる。

3 避難指示の内容

地震災害対策計画編 第3章第7節第2の3「避難指示の内容」に準じる。

4 避難指示の伝達等

地震災害対策計画編 第3章第7節第2の4「避難指示の伝達等」に準じる。

5 警戒区域の設定

地震災害対策計画編 第3章第7節第2の5「警戒区域の設定」に準じる。

第3 避難の誘導等

活動項目	
1	避難誘導を行う者
2	避難誘導
3	避難路・指定緊急避難場所の安全確保
4	緊急輸送の実施及び交通規制の要請
5	避難完了の報告

担 当	責任者	保健福祉部長 ※ 指定緊急避難場所の開設・運営・要配慮者の避難 関係 消防長 ※ 避難路・指定緊急避難場所の安全確保
	班	収容班、福祉第1班、第2班、警防班、警備班、関係各部各班
	関係機関	自衛隊、日立警察署、自主防災組織、施設管理者

1 避難誘導を行う者

地震災害対策計画編 第3章第7節第3の1「避難誘導を行う者」に準じる。

2 避難誘導

市は、海岸沿いに居住している住民等及び海浜にいる者を対象として、日立警察署、消防本部その他防災関係機関と連携するとともに、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら、適切な避難誘導を行う。

(1) 避難誘導のための情報提供

市は、津波に対する避難誘導を的確に実施できるように、地震、津波による関連情報を速やかに収集し、避難者に対して適切に提供する。

(2) 避難路の確保

市は、8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に建物、危険物施設がない道路を中心に避難路を確保し、状況に応じて誘導員を配置し、事故防止に努める。

また、避難開始とともに、日立警察署等の協力を得て、危険防止その他必要な警戒を実施する。

(3) 住民等の避難の誘導

市は、避難指示を発令した場合は、日立警察署の協力を得て、地域単位で津波一時避難場所、安全な場所又は指定避難所へ誘導する。

なお、その他については、地震災害対策計画編 第3章第7節第3の2「避難誘導」に準じる。

3 避難路・指定緊急避難場所の安全確保

地震災害対策計画編 第3章第7節第3の3「避難路・指定緊急避難場所の安全確保」に準じる。

4 緊急輸送の実施及び交通規制の要請

市は、津波被害が広範囲に及ぶと予想された場合又は指定避難所へ住民等を緊急に搬送する必要があると認めた場合は、本章第8節「緊急輸送体制」に基づき、住民等の輸送体制を確立・実施し、併せて円滑な緊急輸送道路の確保を行うための交通規制を、日立警察署へ要請する。

5 避難完了の報告

地震災害対策計画編 第3章第7節第3の4「避難完了の報告」に準じる。

第4 指定避難所の開設

活動項目	
1	開設・運営の担当者
2	開設期間の目安
3	開設から閉鎖までの手順
4	開設から閉鎖までの留意事項

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 指定避難所の開設・運営に関すること 教育長(教育部長) ※ 指定緊急避難場所の開設・運営の補助に関すること 財政部長 ※ 食品ほか救助物資の確保・調達及び供給に関すること 各部長 ※ 指定避難所の開設・運営の補助に関する こと ※ 食品ほか救助物資の供給の補助に関すること
	班	収容班、保健班、保健福祉部庶務班、教育部庶務班、学校教育班、生涯学習第1班、生涯学習第2班、施設班、学校班、財政部庶務班、救援物資輸送班、各部各班
	関係機関	県(保健福祉部、日立保健所)、市社会福祉協議会、自主防災組織

1 開設・運営の担当者

地震災害対策計画編 第3章第7節第4の1「開設・運営の担当者」に準じる。

2 開設期間のめやす

地震災害対策計画編 第3章第7節第4の2「開設期間のめやす」に準じる。

3 開設から閉鎖までの手順

地震災害対策計画編 第3章第7節第4の3「開設から閉鎖までの手順」に準じる。

4 開設から閉鎖までの留意事項

(1) 地震直後の沿岸沿い地域の対応

市は、地震直後、茨城県沿岸に津波警報が発表された場合は、原則として浸水被害のおそれがある指定避難所の開設を見合わせる。

(2) 津波発生直後の沿岸沿い地域の対応

市は、津波発生に伴う避難指示を発令した場合は、津波到着予想時間を考慮しつつ、浸水被害のおそれがある区域以外の指定避難所を速やかに開設する。

(3) 資機材、物資等の調達及び確保並びに職員の派遣

市は、指定避難所を開設した場合は、必要な資機材、物資等を確保し、速やかに担当職員を派遣する。

なお、資機材、物資等の調達及び確保については、本章第15節「被災者救援計画」を準用する。

(4) 避難行動要支援者への支援

ア 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を用いて、自主防災組織や民生委員等と連携して、避難行動要支援者の人数、介護者の有無等の把握を行う。

イ 避難行動要支援者の避難

津波発生のおそれにより、避難指示を発令した場合の避難行動要支援者の避難時の介護及び搬送は、原則として本人の家族又は親族が担当する。

併せて、本人が居住する地区を担当する消防団、自主防災組織等の支援を受けて避難するものとする。

なお、外国人の避難誘導等については、市はできるだけ通訳等による広報を行い、避難時の支援を行う。

その他については、地震災害対策計画編 第3章第7節第4の4「開設から閉鎖までの留意事項」に準じる。

第8節 緊急輸送体制

第1 緊急輸送の優先順位

活動項目
1 緊急輸送の優先順位

担当	責任者	総務部長
	班	総務班

1 緊急輸送の優先順位

地震災害対策計画編 第3章第8節第1の1「緊急輸送の優先順位」に準じる。

第2 緊急輸送道路等の確保

活動項目
1 被害状況の把握
2 緊急輸送道路啓開作業の実施

担当	責任者	総務部長 ※ 輸送業務実施体制に関する連絡調整
		都市建設部長 ※ 輸送道路等の状況把握及び対応
		産業経済部長 ※ 漁港・港湾施設の被災状況の把握及び対応
	班	総務班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、建築指導班、都市建設部応援班、産業経済部庶務班、農林水産班
関係機関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、県（高萩工事事務所・茨城港湾事務所日立港区事業所）、日立警察署、NEXCO東日本水戸管理事務所、茨城県道路公社	

1 被災状況の把握

地震災害対策計画編 第3章第8節第2の1「被災状況の把握」に準じる。

2 緊急輸送道路啓開作業の実施

地震災害対策計画編 第3章第8節第2の2「緊急輸送道路啓開作業の実施」に準じる。

第3 輸送車両等の確保

活動項目
1 輸送実施機関
2 輸送方法
3 輸送船舶等の要請
4 臨時ヘリポートの開設
5 集積場所・輸送拠点の確保
6 積替え中継拠点の確保

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 輸送業務実施体制に関する連絡調整
		消防長 ※ ヘリポートの設営に関する県との連絡調整
		産業経済部長 ※ 被災者輸送車両等の確保及び手配
		財政部長 ※ 救援物資輸送車両等の確保及び手配
担 当	班	総務班、総務部庶務班、警防班、警備班、産業経済部庶務班、 財政部庶務班
	関係機関	茨城海上保安部、自衛隊、県防災・危機管理課、日立警察署、 NEXCO東日本水戸管理事務所、道路管理者、JR東日本（市内各駅）、 茨城交通、県トラック協会日立支部、

1 輸送実施機関

地震災害対策計画編 第3章第8節第3の1「輸送実施機関」に準じる。

2 輸送方法

地震災害対策計画編 第3章第8節第3の2「輸送方法」に準じる。

3 輸送船舶等の要請

地震災害対策計画編 第3章第8節第3の3「輸送船舶等の要請」に準じる。

4 臨時ヘリポートの開設

地震災害対策計画編 第3章第8節第3の4「臨時ヘリポートの開設」に準じる。

5 集積場所・輸送拠点の確保

地震災害対策計画編 第3章第8節第3の5「集積場所・輸送拠点の確保」に準じる。

6 積替え中継拠点の確保

地震災害対策計画編 第3章第8節第3の6「積替え中継拠点の確保」に準じる。

第4 交通規制計画

活動項目	
1	交通規制の指針
2	交通規制計画
3	交通情報の提供
4	震災発生時における運転者のとるべき措置

担 当	責 任 者	都市建設部長 ※ 交通規制区域の指定及び総括
		消防長 ※ 交通規制の協力に関すること
		総務部長 市長公室長 ※ 交通規制の広報に関すること
班	都市建設部庶務班、土木班、管理班、消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、総務部庶務班、広報班	
関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、NEXCO東日本水戸管理事務所、自衛隊、道路管理者	

1 交通規制の指針

地震災害対策計画編 第3章第8節第4の1「交通規制の指針」に準じる。

2 交通規制計画

地震災害対策計画編 第3章第8節第4の2「交通規制計画」に準じる。

3 交通情報の提供

地震災害対策計画編 第3章第8節第4の3「交通情報の提供」に準じる。

4 震災発生時における運転者のとるべき措置

地震災害対策計画編 第3章第8節第4の4「震災発生時における運転者のとるべき措置」に準じる。

第9節 消防・救助救急・水防活動

第1 消防活動

活動項目
1 消防活動の体制
2 消防機関の活動
3 自主防災組織の活動
4 消防水利の確保
5 応援消防隊の受入れ

担 当	責任者	消防長
		総務部長 ※ 他部・関係機関との連絡・調整
	班	消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、関係各部各班
	関係機関	県（防災・危機管理課、高萩工事事務所）、消防団

1 消防活動の体制

地震災害対策計画編 第3章第9節第1の1「消防活動の体制」に準じる。

2 消防機関の活動

地震災害対策計画編 第3章第9節第1の2「消防機関の活動」に準じる。

3 自主防災組織の活動

地震災害対策計画編 第3章第9節第1の3「自主防災組織の活動」に準じる。

4 消防水利の確保

地震災害対策計画編 第3章第9節第1の4「消防水利の確保」に準じる。

5 応援消防隊の受入れ

地震災害対策計画編 第3章第9節第1の5「応援消防隊の受入れ」に準じる。

第2 救助・救急活動

活動項目
1 救助・救急活動体制
2 消防機関の任務
3 各部の任務
4 救助・救急資機材の調達
5 自主防災組織・事業所等の果たすべき役割

担 当	責 任 者	消防長 ※ 消防救助隊の運用及び消防団活動の統括
		都市建設部長 ※ 救出活動に必要な重機等機材の確保及び支援
		保健福祉部長 ※ 救助・救急体制の関係機関との連絡調整
		総務部長 ※ 他部・自衛隊等関係機関との連絡調整
担 当	班	消防部庶務班、警防班、警備班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、応援班、保健福祉部庶務班、保健班、財政部庶務班、総務班
	関係機関	県（生活環境部、保健福祉部）、自衛隊、日立警察署、日赤茨城県支部、日立市医師会、消防団、茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市建設業協会、自主防災組織

1 救助・救急活動体制

地震災害対策計画編 第3章第9節第2の1「救助・救急活動体制」に準じる。

2 消防機関の任務

地震災害対策計画編 第3章第9節第2の2「消防機関の任務」に準じる。

3 各部の任務

地震災害対策計画編 第3章第9節第2の3「各部の任務」に準じる。

4 救助・救急資機材の調達

地震災害対策計画編 第3章第9節第2の4「救助・救急資機材の調達」に準じる。

5 自主防災組織・事業所等の果たすべき役割

地震災害対策計画編 第3章第9節第2の5「自主防災組織・事業所等の果たすべき役割」に準じる。

第3 水防活動

地震災害対策計画編 第3章第9節第3「水防活動」に準じる。

第4 海上災害対策活動

地震災害対策計画編 第3章第9節第4「海上災害対策活動」に準じる。

第 10 節 応急医療計画

第 1 情報の収集・提供

担 当	責 任 者	保健福祉部長 消防長、総務部長、市長公室長
	班	保健班、消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、広報班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立薬剤師会、関係医療機関、NHK 水戸放送局、茨城放送

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 1 「情報の収集・提供」に準じる。

第 2 医療救護活動

活動項目	
1	実施機関
2	医療救護班出動の要請及びその役割
3	医療救護所設置の目安
4	医療救護及び助産活動

担 当	責 任 者	保健福祉部長 消防長、総務部長、市長公室長
	班	保健班、消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、広報班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会、関係医療機関、NHK 水戸放送局、茨城放送

1 実施機関

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 2 の 1 「実施機関」に準じる。

2 医療救護班出動の要請及びその役割

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 2 の 2 「医療救護班出動の申請及びその役割」に準じる。

3 医療救護所設置の目安

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 2 の 3 「医療救護所設置の目安」に準じる。

4 医療救護及び助産活動

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 2 の 4 「医療救護及び助産活動」に準じる。

5 応援受入体制の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 2 の 5 「応援受入体制の確保」に準じる。

第 3 後方医療活動

活動項目	
1 後方医療施設の確保	

担 当	責 任 者	保健福祉部長 消防長
	班	保健班、消防部庶務班、警防班、警備班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立薬剤師会、関係医療機関

1 後方医療施設の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 3 の 1「後方医療施設の確保」に準じる。

第 4 重症者等の搬送体制の確立

活動項目	
1 後方医療施設への搬送	
2 搬送手段の確保	
3 その他の留意事項	

担 当	責 任 者	消防長 保健福祉部長
	班	消防部庶務班、警防班、警備班、保健班
	関係機関	県（保健福祉部、生活環境部、日立保健所）、日立警察署、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会、関係医療機関、自主防災組織

1 後方医療施設への搬送

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 4 の 1「後方医療施設への搬送」に準じる。

2 搬送手段の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 4 の 2「搬送手段の確保」に準じる。

3 その他の留意事項

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 4 の 3「その他の留意事項」に準じる。

第 5 人工透析の供給等

活動項目
1 人工透析の供給
2 周産期医療の確保
3 人工呼吸療法、酸素療法、径静脈栄養療法、径管栄養療法等

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		消防長
	班	保健班、警防班、警備班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、 関係医療機関

1 人工透析の供給

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 5 の 1 「人工透析の供給」に準じる。

2 周産期医療の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 5 の 2 「周産期医療の確保」に準じる。

3 人工呼吸療法、酸素療法、径静脈栄養療法、径管栄養療法等

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 5 の 3 「人工呼吸法、酸素療法、頸静脈栄養療法、径管栄養療法等」に準じる。

第 6 医薬品・資機材等の確保

活動項目
1 医薬品・医療用資機材

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		総務部長、消防長
	班	保健班、警防班、警備班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、 関係医療機関・事業所

1 医薬品・医療用資機材

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 6 の 1 「医薬品・医療用資機材」に準じる。

第 7 平常時医療救護体制への移行

活動項目
1 移行時期の目安
2 移行に関する基本方針
3 措置のあらまし

担	責 任 者	保健福祉部長
	班	保健班
当	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、 関係医療機関

1 移行時期の目安

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 7 の 1 「移行時期の目安」に準じる。

2 移行に関する基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 7 の 2 「移行に関する基本方針」に準じる。

3 措置のあらまし

地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節第 7 の 3 「措置のあらまし」に準じる。

第 11 節 燃料対策

第 1 連絡体制の確保と情報の収集

活動項目	
1	迅速な状況の確認と情報共有
2	連絡体制の確保
3	給油所の被災状況の確認
4	燃料の供給状況の確認

担 当	責 任 者	総務部長、財政部長、消防長
	班	総務班、調達班、情報班
	関係機関	県（生活環境部）、茨城県石油業協同組合、茨城県石油業協同組合県北 地区支部連合会県北東支部日立部会

1 迅速な状況の確認と情報共有

地震災害対策計画編 第 3 章第 11 節第 1 の 1 「迅速な状況の確認と情報共有」に準じる。

2 連絡体制の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 11 節第 1 の 2 「連絡体制の確保」に準じる。

3 給油所の被災状況の確認

地震災害対策計画編 第 3 章第 11 節第 1 の 3 「給油所の被災状況の確認」に準じる。

4 燃料の供給状況の確認

地震災害対策計画編 第 3 章第 11 節第 1 の 4 「燃料の供給状況の確認」に準じる。

第 2 災害応急対策車両への燃料の供給

活動項目	
1	災害応急対策車両専用・優先給油所の設置
2	「災害時緊急給油票」の発行
3	緊急車両への燃料の供給

担 当	責 任 者	総務部長、財政部長、消防長
	班	総務班、調達班、情報班
	関係機関	県（生活環境部）、茨城県石油業協同組合、茨城県石油業協同組合県北 地区支部連合会県北東支部日立部会

1 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

地震災害対策計画編 第 3 章第 11 節第 2 の 1 「災害応急対策車両専用・優先給油所の設置」に準じる。

2 「災害時緊急給油票」の発行

地震災害対策計画編 第 3 章第 11 節第 2 の 2 「『災害時緊急給油票』の発行」に準じる。

3 緊急車両への燃料の供給

地震災害対策計画編 第 3 章第 11 節第 2 の 2 「緊急車両への燃料の供給」に準じる。

第 3 燃料の確保等

活動項目
1 燃料の確保
2 市民への広報

担 当	責 任 者	総務部長、財政部長、消防長
	班	総務班、調達班、情報班
	関係機関	県（生活環境部）、茨城県石油業協同組合、茨城県石油業協同組合県北 地区支部連合会県北東支部日立部会

1 燃料の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 11 節第 3 の 1 「燃料の確保」に準じる。

2 市民への広報

地震災害対策計画編 第 3 章第 11 節第 3 の 2 「市民への広報」に準じる。

第 12 節 危険物等災害防止対策

第 1 危険物等流出対策

活動項目
1 連絡体制の確保
2 危険物等取扱事業所の自衛対策
3 県・市の対応
4 地域住民に対する広報

担 当	責 任 者	消防長 産業経済部長 総務部長、市長公室長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、産業経済部庶務班、総務班、広報班、総務部庶務班、関係各部各班
	関係機関	茨城海上保安部、県（防災・危機管理課、日立保健所、高萩工事事務所、茨城港湾事務所日立港区事業所）、日立警察署、危険物取扱施設の管理者

1 連絡体制の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 12 節第 1 の 1 「連絡体制の確保」に準じる。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

地震災害対策計画編 第 3 章第 12 節第 1 の 2 「危険物等取扱事業所の自衛対策」に準じる。

3 県・市の対応

地震災害対策計画編 第 3 章第 12 節第 1 の 3 「県・市の対応」に準じる。

4 地域住民に対する広報

地震災害対策計画編 第 3 章第 12 節第 1 の 4 「地域住民に対する広報」に準じる。

第 2 石油类等危険物保管施設の応急措置

担 当	責 任 者	消防長 各部長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、広報班、関係各部各班
	関係機関	県（防災・危機管理課、生活環境部）、日立警察署、危険物取扱施設の管理者

地震災害対策計画編 第 3 章第 12 節第 2 「石油类等危険物保管施設の応急措置」に準じる。

第 3 高圧ガス取扱施設の応急措置

担 当	責 任 者	消防長
		各部長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、総務班、広報班
	関係機関	県（防災・危機管理課、商工労働部）、日立警察署、県高圧ガス保安協会、 高圧ガス取扱責任者

地震災害対策計画編 第 3 章第 12 節第 3 「高圧ガス取扱施設の応急措置」に準じる。

第 4 毒劇物取扱施設の応急措置

担 当	責 任 者	消防長
		各部長
	班	消防部庶務班、警防班、情報班、警備班、総務班、広報班
	関係機関	県（防災・危機管理課、保健福祉部、日立保健所）、日立警察署、 毒劇物取扱施設の管理者

地震災害対策計画編 第 3 章第 12 節第 4 「毒劇物取扱施設の応急措置」に準じる。

第 13 節 避難生活の健康管理

第 1 健康管理

活動項目
1 基本方針
2 被災者の健康状態の把握
3 被災者の精神状態の安定
4 要配慮者の把握
5 関係機関との連携強化
6 精神保健・カウンセリング

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 被災者の健康管理に関する総合調整
		教育長（教育部長）
	班	財政部長 ※ 所管事務に基づくこと
		関係各部長
関係機関	収容班、保健班、学校教育班、生涯学習第 1 班、生涯学習第 2 班、施設班、学校班	
		県（保健福祉部、日立保健所）、日立市医師会、関係医療機関

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 13 節第 1 の 1 「基本方針」に準じる。

2 被災者の健康状態の把握

地震災害対策計画編 第 3 章第 13 節第 1 の 2 「被災者の健康状態の把握」に準じる。

3 被災者の精神状態の安定

地震災害対策計画編 第 3 章第 13 節第 1 の 3 「被災者の精神状態の安定」に準じる。

4 要配慮者の把握

地震災害対策計画編 第 3 章第 13 節第 1 の 4 「要配慮者の把握」に準じる。

5 関係機関との連携強化

地震災害対策計画編 第 3 章第 13 節第 1 の 5 「関係機関との連携強化」に準じる。

6 精神保健・カウンセリング

地震災害対策計画編 第 3 章第 13 節第 1 の 6 「精神保健・カウンセリング」に準じる。

第 14 節 ボランティア活動支援計画

第 1 市及び市社会福祉協議会の役割

活動項目		
1 市の役割		
2 市社会福祉協議会の役割		
担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ ボランティア体制の確立
		総務部長
		市長公室長 ※ ボランティア体制に関する広報活動
		財政部長 ※ 資機材・設備・資金等の提供及び協力
		関係各部長 ※ 事務分掌による役割
	班	保健福祉部庶務班、総務班、広報班、財政部庶務班、政策班、生活環境部庶務班、関係各部各班
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、市内関係団体・事業所・大学・団体

1 市の役割

地震災害対策計画編 第 3 章第 14 節第 1 の 1 「市の役割」に準じる。

2 市社会福祉協議会の役割

地震災害対策計画編 第 3 章第 14 節第 1 の 2 「市社会福祉協議会の役割」に準じる。

第 2 ボランティアの活動内容等

活動項目		
1 主に要請すべき活動項目		
2 ボランティアとして協力を求める個人・団体		
3 災害時におけるボランティアの登録、派遣		
担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ ボランティア体制の確立
		関係各部長 ※ 事務分掌による役割
		班
		保健福祉部庶務班、生活環境部庶務班、関係各部各班
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、市内関係団体・事業所・大学・団体

1 主に要請すべき活動項目

地震災害対策計画編 第 3 章第 14 節第 2 の 1 「主に要請すべき活動項目」に準じる。

2 ボランティアとして協力を求める個人・団体

地震災害対策計画編 第 3 章第 14 節第 2 の 2 「ボランティアとして協力を求める個人・団体」に準じる。

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

地震災害対策計画編 第 3 章第 14 節第 2 の 3 「災害時におけるボランティアの登録、派遣」に準じる。

第 15 節 被災者救援計画

第 1 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

活動項目
1 ニーズの把握
2 相談窓口の設置
3 生活情報の提供

担 当	責 任 者	保健福祉部長 総務部長、市長公室長、生活環境部長、関係各部長
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班・第 2 班、収容班、総務班、情報班、 広報班、生活環境部庶務班、関係各部各班
	関係機関	関係各機関

1 ニーズの把握

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 1 の 1 「ニーズの把握」に準じる。

2 相談窓口の設置

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 1 の 2 「相談窓口の設置」に準じる。

3 生活情報の提供

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 1 の 3 「生活情報の提供」に準じる。

第 2 食糧の供給

活動項目
1 実施機関
2 食糧供給基準
3 周知・広報
4 食糧の調達
5 市民への食糧供給の実施
6 医療機関・福祉施設等への食糧緊急供給の実施
7 食糧供給機能の復旧支援

担 当	責 任 者	財政部長 ※ 食糧調達・供給に関する統括 産業経済部長 ※ 食糧輸送に関する協力（輸送） 総務部長 ※ 食糧供給に関する協力（計画、広報） 市長公室長 消防長 ※ 食糧供給に関する協力（資機材） 教育長（教育部長） ※ 食糧供給に関する協力（炊き出し） 保健福祉部長
	班	財政部庶務班、調達班、救援物資輸送班、産業経済部庶務班、広報班、 市民班、支所班、消防部庶務班、警備班、学校班、学校教育班、 給食班、保健福祉部庶務班、保健班
	関係機関	関東農政局水戸地域センター、 県（生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部）、 日赤茨城県支部、自衛隊、市社会福祉協議会、近隣市町村、 政府食糧を保管する倉庫責任者、その他関係事業所・団体

1 実施機関

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 2 の 1 「実施機関」に準じる。

2 食糧供給基準

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 2 の 2 「食糧供給基準」に準じる。

3 周知・広報

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 2 の 3 「周知・広報」に準じる。

4 食糧の調達

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 2 の 4 「食糧の調達」に準じる。

5 市民への食糧供給の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 2 の 5 「市民への食糧供給の実施」に準じる。

6 医療機関・福祉施設等への食糧緊急供給の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 2 の 6 「医療機関・福祉施設等への食糧緊急供給の実施」
に準じる。

7 食糧供給機能の復旧支援

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 2 の 7 「食糧供給機能の復旧支援」に準じる。

第 3 生活必需品等の供給

活動項目
1 実施機関
2 生活必需品等の供給方法
3 市民への生活必需品供給の実施
4 生活必需品供給機能の復旧支援

担 当	責 任 者	財政部長 ※ 生活必需品調達・供給に関する統括 総務部長 市長公室長 産業経済部長 ※ 生活必需品輸送に関する協力 保健福祉部長 教育長（教育部長）
	班	財政部庶務班、調達班、救援物資輸送班、産業経済部庶務班、広報班、 市民班、支所班、消防部庶務班、警備班、学校班、学校教育班、 給食班、保健福祉部庶務班、保健班
	関係機関	県（生活環境部、保健福祉部、商工労働部）、日赤茨城県支部、 日立商工会議所、県トラック協会日立支部、 茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部、スーパーマーケット、その他

1 実施機関

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 3 の 1 「実施機関」に準じる。

2 生活必需品等の供給方法

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 3 の 2 「生活必需品等の供給方法」に準じる。

3 市民への生活必需品供給の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 3 の 3 「市民への生活必需品供給の実施」に準じる。

4 生活必需品供給機能の復旧支援

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 3 の 4 「生活必需品供給機能の復旧支援」に準じる。

第 4 応急給水の実施

活動項目
1 実施機関
2 応急給水基準
3 周知・広報
4 応急給水実施方法
5 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施
6 検査の実施
7 生活用水の段階的供給の実施

担 当	責 任 者	公営企業管理者 (上下水道部長) ※ 被害状況調査及び応急給水に関する統括 上下水道部長 ※ 給水拠点の確保・運営、水源の確保 総務部長 市長公室長 ※ 応急給水に関する広報業務・その他協力 関係各部長 ※ 給水拠点の確保・運営の協力
	班	上下水道部総務班、給水班、上下水道部広報班、調査復旧班（浄水）、総務部庶務班、支所班、生活環境部庶務班、関係各部各班
	関係機関	県保健福祉部、十王ダム管理事務所、隣接市町村、水道事業者、日立市建設業協会、日立市指定管工事協同組合、日立下水道維持管理協議会、地下水保有事業所、日本水道協会、県トラック協会日立支部 NHK 水戸放送局、その他報道機関

1 実施機関

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 4 の 1 「実施機関」に準じる。

2 応急給水基準

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 4 の 2 「応急給水基準」に準じる。

3 周知・広報

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 4 の 3 「周知・広報」に準じる。

4 応急給水実施方法

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 4 の 4 「応急給水実施方法」に準じる。

5 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 4 の 5 「医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施」に準じる。

6 検査の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 4 の 6 「検査の実施」に準じる。

7 生活用水の段階的供給の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 4 の 7 「生活用水の段階的供給の実施」に準じる。

第 5 義援物資対策

活動項目
1 基本方針
2 情報の収集・発信
3 物資の受入れ

担 当	責任者	市長公室長、財政部長、保健福祉部長
	班	財政部庶務班、政策班、保健福祉部庶務班
	関係機関	県（生活環境部、保健福祉部）、トラック協会等

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 5 の 1 「基本方針」に準じる。

2 情報の収集・発信

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 5 の 2 「情報の収集・発信」に準じる。

3 物資の受入れ

地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節第 5 の 3 「物資の受入れ」に準じる。

第 16 節 要配慮者等対策

第 1 基本方針

活動項目
1 対策実施上の基本指針
2 対策実施上の時期区分
3 要配慮者対策における役割分担
4 被災者総合相談所の活用

担 当	責 任 者	保健福祉部長	※ 災害発生後における要配慮者の安否確認・安全確保、福祉避難所の確保、市社会福祉協議会との連絡・調整並びに要配慮者対策実施上の統括・連絡調整、カウンセリング要員の配置
		総務部長	※ 災害発生後における要配慮者の安否確認等に関する協力
		市長公室長	※ 被災者総合相談所の設置、要配慮者支援に関する広報
		教育長（教育部長）	※ 要配慮者の避難・誘導、指定避難所における介護・支援への協力、安否確認に関する協力
		関係各部長	※ 被災者総合相談所への要員配置、所管事務に基づく要配慮者支援への協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班・第 2 班、収容班、生活環境部庶務班、広報班、学校教育班、学校班、関係各部各班	
	関係機関	国（厚生労働省、外務省、日立公共職業安定所）、 県（総務部、生活環境部、福祉相談センター日立児童分室、保健福祉部、日立保健所）、県警本部、日立警察署、日赤茨城県支部、NHK 水戸放送局、茨城放送、報道各社、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日立市医師会、日立薬剤師会、老人ホーム、福祉作業所、その他民間福祉施設、 県聴覚障害者協会、その他要配慮者相互扶助団体、各関連業者・団体	

1 対策実施上の基本指針

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 1 の 1 「対策実施上の基本指針」に準じる。

2 対策実施上の時期区分

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 1 の 2 「対策実施上の時期区分」に準じる。

3 要配慮者対策における役割分担

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 1 の 3 「要配慮者等対策における役割分担」に準じる。

4 被災者総合相談所の活用

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 1 の 4 「被災者総合相談所の活用」に準じる。

第 2 高齢者対策

活動項目	
1	基本方針
2	災害発生初期の緊急措置
3	第一期応急ケア対策計画の実施
4	第二期応急ケア対策計画の実施

担	責 任 者	保健福祉部長 関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、関係各部各班
当	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、日立市医師会、NHK 水戸放送局、茨城放送、記者クラブ（日立）各社、その他市内関係団体・事業所・団体

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 2 の 1「基本方針」に準じる。

2 災害発生初期の緊急措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 2 の 2「災害発生初期の緊急措置」に準じる。

3 第一期応急ケア対策計画の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 2 の 3「第一期応急ケア対策計画の実施」に準じる。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 2 の 4「第二期応急ケア対策計画の実施」に準じる。

第 3 障害者対策

活動項目	
1	基本方針
2	災害発生初期の緊急措置
3	第一期応急ケア対策計画の実施
4	第二期応急ケア対策計画の実施

担	責 任 者	保健福祉部長 関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、関係各部各班
当	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、NHK 水戸放送局、茨城放送、記者クラブ（日立）各社、その他市内関係団体・事業所・団体

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 3 の 1「基本方針」に準じる。

2 災害発生初期の緊急措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 3 の 2 「災害発生初期の緊急措置」に準じる。

3 第一期応急ケア対策計画の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 3 の 3 「第一期応急ケア対策計画の実施」に準じる。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 3 の 4 「第二期応急ケア対策計画の実施」に準じる。

第 4 乳幼児対策

活動項目
1 基本方針
2 災害発生初期の緊急措置
3 第一期応急ケア対策計画の実施
4 第二期応急ケア対策計画の実施

担	責 任 者	保健福祉部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
当	班	保健福祉部庶務班、福祉第 2 班、保健班
	関係機関	各項目に記載

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 4 の 1 「基本方針」に準じる。

2 災害発生初期の緊急措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 4 の 2 「災害発生初期の緊急措置」に準じる。

3 第一期応急ケア対策計画の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 4 の 3 「第一期応急ケア対策計画の実施」に準じる。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 4 の 4 「第二期応急ケア対策計画の実施」に準じる。

第 5 その他要配慮者対策

活動項目	
1	基本方針
2	災害発生初期の緊急措置
3	第一期応急ケア対策計画の実施
4	第二期応急ケア対策計画の実施

担	責任者	保健福祉部長、生活環境部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
当	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、生活環境部庶務班、関係各部各班
	関係機関	各項目に記載

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 5 の 1 「基本方針」に準じる。

2 災害発生初期の緊急措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 5 の 2 「災害発生初期の緊急措置」に準じる。

3 第一期応急ケア対策計画の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 5 の 3 「第一期応急ケア対策計画の実施」に準じる。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 5 の 4 「第二期応急ケア対策計画の実施」に準じる。

第 6 帰宅困難者対策

活動項目	
1	基本方針
2	普及啓発
3	備蓄の確保
4	情報提供
5	交通事業者との連携体制の整備
6	企業等の取組

担 当	責任者	総務部長、都市建設部長
	班	総務班、都市建設部庶務班
	関係機関	各事業所、J R 東日本、茨城交通

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 6 の 1 「基本方針」に準じる。

2 普及啓発

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 6 の 2 「普及啓発」に準じる。

3 備蓄の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 6 の 3 「備蓄の確保」に準じる。

4 情報提供

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 6 の 4 「情報提供」に準じる。

5 交通事業者との連携体制の整備

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 6 の 5 「交通事業者との連携体制の整備」に準じる。

6 企業等の取組

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 6 の 6 「企業等の取組」に準じる。

第 7 愛玩動物の保護対策

活動項目	
1	基本方針
2	指定避難所における動物の適正飼養に係る措置等

担 当	責任者	保健福祉部長、総務部長
	班	収容班、健康班、総務班
	関係機関	県（保健福祉部）、県獣医師会、県獣医師会第 3 支部、動物愛護関係団体

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 7 の 1 「基本方針」に準じる。

2 指定避難所における動物の適正飼養に係る措置等

地震災害対策計画編 第 3 章第 16 節第 7 の 2 「指定避難所における動物の適正飼養に係る措置等」に準じる。

第 17 節 応急教育計画

第 1 応急教育の基本方針

活動項目
1 事前準備
2 応急教育実施上の基本指針
3 応急教育実施上の時期区分
4 応急教育の実施体制

担 当	責 任 者	教育長（教育部長） 関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、生涯学習第 1 班・2 班、学校班、 関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 事前準備

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 1 の 1 「事前準備」に準じる。

2 応急教育実施上の基本指針

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 1 の 2 「応急教育実施上の基本指針」に準じる。

3 応急教育実施上の時期区分

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 1 の 3 「応急教育実施上の時期区分」に準じる。

4 応急教育の実施体制

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 1 の 4 「応急教育の実施体制」に準じる。

第 2 災害発生初期の緊急措置

活動項目
1 避難所設置に伴う学校としての協力
2 学校施設の被災状況の把握等
3 児童・生徒・教職員の安全確保若しくは安否の確認等
4 第一期応急教育の検討並びに準備

担 当	責 任 者	教育長（教育部長） 関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、学校班、関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 避難所設置に伴う学校としての協力

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 2 の 1 「指定避難所設置に伴う学校としての協力」に準じる。

2 学校施設の被災状況の把握等

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 2 の 2 「学校施設の被災状況の把握等」に準じる。

3 児童・生徒・教職員の安全確保もしくは安否の確認等

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 2 の 3 「児童・生徒・教職員の安全確保もしくは安否の確認等」に準じる。

4 第一期応急教育の検討並びに準備

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 2 の 4 「第一期応急教育の検討並びに準備」に準じる。

第 3 第一期応急教育の実施

活動項目	
1	第一期応急教育の実施
2	第二期応急教育の検討並びに準備
3	指定避難所運営に関する協力

担 当	責 任 者	教育長（教育部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、学校班、関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 第一期応急教育の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 3 の 1 「第一期応急教育の実施」に準じる。

2 第二期応急教育の検討並びに準備

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 3 の 2 「第二期応急教育の検討並びに準備」に準じる。

3 指定避難所運営に関する協力

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 3 の 3 「指定避難所運営に関する協力」に準じる。

第 4 第二期応急教育の実施

活動項目	
1	第二期応急教育の内容
2	児童・生徒の「心のケア」対策

担 当	責 任 者	教育長（教育部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、学校班、関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 第二期応急教育の内容

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 4 の 1 「第二期応急教育の内容」に準じる。

2 児童・生徒の「心のケア」対策

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 4 の 2 「児童・生徒の『心のケア』対策」に準じる。

第 5 文化財の保護

活動項目
1 文化財の保護に関する措置

担 当	責 任 者	教育長（教育部長）
	班	教育部庶務班、生涯学習第 2 班
	関係機関	文部科学省、県教育庁

1 文化財の保護に関する措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節第 5 の 1 「文化財の保護に関する措置」に準じる。

第 18 節 災害救助法の適用

担 当	責 任 者	保健福祉部長	※ 法に基づく救助の総括
		各部長	※ 各救助項目の実施及び記録作成
	班	保健福祉部庶務班、総務班、関係各部各班	
	関係機関	県（保健福祉部、福祉指導課）、日赤茨城県支部	

第 1 災害救助法の適用基準

地震災害対策計画編 第 3 章第 18 節第 1 「災害救助法の適用基準」に準じる。

第 2 滅失（り災）世帯の算定

1 滅失（り災）世帯の算定

地震災害対策計画編 第 3 章第 18 節第 2 の 1 「滅失（り災）世帯の算定」に準じる。

第 3 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用要請

地震災害対策計画編 第 3 章第 18 節第 3 の 1 「災害救助法の適用要請」に準じる。

2 適用要請の特例

地震災害対策計画編 第 3 章第 18 節第 3 の 2 「適用要請の特例」に準じる。

第 4 災害救助法による救助の実施

1 災害報告及び災害救助実施状況報告

地震災害対策計画編 第 3 章第 18 節第 4 の 1 「災害報告及び災害救助実施状況報告」に準じる。

2 救助の程度、方法及び期間

地震災害対策計画編 第 3 章第 18 節第 4 の 2 「救助の程度、方法及び期間」に準じる。

第 5 救助業務の実施者

地震災害対策計画編 第 3 章第 18 節第 5 「救助業務の実施者」に準じる。

第 19 節 建築物の応急復旧計画

第 1 基本方針

活動項目
1 対策実施上の基本指針
2 対策実施上の時期区分
3 災害時の「住」対策実施体制
4 がれき処分計画等他の計画との調整
5 被災者総合相談所の活用

担 当	責任者	※ 建築物の震後対策、仮設住宅設営用地確保、災害復興に係る都市計画の策定並びに建築物の震後対策に関する都市建設部長 協力 ※ 住宅の解体・補修、被災者向け住宅供給計画、仮設住宅設営並びに「住」対策実施上の統括・連絡調整 ※ 被災者向け市営住宅の供給並びに災害救助法による民間賃貸借上げ ※ 被災者総合相談所の開設・運営に関すること ※ 被害状況の調査、解体家屋の所有権に関すること ※ がれきの収集・処理に関すること ※ 被災者総合相談所への要員配置、所管業務に関する協力
	班	都市建設部庶務班、建築指導班、営繕班、土木班、応援班、環境第 1 班、清掃班、環境第 2 班、住宅班、広報班、調査班、関係各部各班
	関係機関	関東財務局、自衛隊、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人雇用・能力再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構、年金福祉事業団、民間金融機関、県（土木部）、日立市建設業協会、（社）プレハブ建築協会 その他建築資材関係団体・業者、茨城県建築士会その他建築関係団体・業者市内宅地建物取引業者、県内弁護士団体

1 対策実施上の基本指針

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 1 の 1 「対策実施上の基本指針」に準じる。

2 対策実施上の時期区分

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 1 の 2 「対策実施上の時期区分」に準じる。

3 災害時「住」対策実施体制

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 1 の 3 「災害時『住』対策実施体制」に準じる。

4 がれき処分計画等他の計画との調整

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 1 の 4 「がれき処分計画等他の計画との調整」に準じる。

5 被災者総合相談所の活用

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 1 の 5 「被災者総合相談所の活用」に準じる。

第 2 建築物の震災後対策

活動項目
1 基本方針
2 応急危険度判定の実施
3 復興期における震災後対策実施体制への移行

担	責 任 者	都市建設部長 ※ 建設業協会等関係団体との連絡・調整
	班	都市建設部庶務班、建築指導班、営繕班、土木班
当	関係機関	県（高萩工事事務所） 独立行政法人都市・再生機構、日立市建設業協会、 茨城県建築士会その他建築関係団体・事業所

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 2 の 1 「基本方針」に準じる。

2 応急危険度判定の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 2 の 2 「応急危険度判定の実施」に準じる。

3 復興期における震災後対策実施体制への移行

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 2 の 3 「復興期における震災後対策実施体制への移行」に準じる。

第 3 被災建物の補修・解体

活動項目	
1	基本方針
2	被災建物の補修
3	被災建物の解体
4	住宅関係障害物の除去
5	市営住宅等の補修・解体

担 当	責任者	都市建設部長	※ 建物危険度判定
		保健福祉部長	※ 被災者生活再建支援法適用に伴う補修・解体調査に関すること
	財政部長	※ 申込受付・調査・同意確認	
		生活環境部長	※ がれきの搬送・処理並びに環境保全のための監視・指導
	班	住宅班、都市建設部庶務班、土木班、建築指導班、営繕班、調査班、環境第 1 班、環境第 2 班、清掃班、住宅班	

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 3 の 1 「基本方針」に準じる。

2 被災建物の補修

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 3 の 2 「被災建物の補修」に準じる。

3 被災建物の解体

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 3 の 3 「被災建物の解体」に準じる。

4 住宅関係障害物の除去

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 3 の 4 「住宅関係障害物の除去」に準じる。

5 市営住宅等の補修・解体

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 3 の 5 「市営住宅等の補修・解体」に準じる。

第 4 仮設住宅の建設等

活動項目
1 基本方針
2 仮設住宅等入居希望状況の把握
3 用地・資材等の確保
4 住宅の建設・確保
5 被災者への住宅の供給

担 当	責 任 者	都市建設部長 ※ 仮設住宅の建設、住宅供給に関する計画の作成、全体調整、仮設住宅用地の確保 保健福祉部長 ※ 仮設住宅等入居（要配慮者含む）希望状況調査 財政部長 ※ 仮設住宅用地の確保に関する協力 関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	都市建設部庶務班、営繕班、建築指導班、保健福祉部庶務班、住宅班、広報班、管財班、関係各部各班
	関 係 機 関	関東財務局、県（保健福祉部・農林水産部・土木部）、 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人雇用・能力開発機構 （社）プレハブ建築協会その他建築資材関係団体・業者、 日上市建設業協会、茨城県建築士会その他建築関係団体・業者、 市内宅地建物取引業者

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 4 の 1 「基本方針」に準じる。

2 仮設住宅等入居希望状況の把握

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 4 の 2 「仮設住宅等入居希望状況の把握」に準じる。

3 用地・資材等の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 4 の 3 「用地・資材等の確保」に準じる。

4 住宅の建設・確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 4 の 4 「住宅の建設・確保」に準じる。

5 被災者への住宅の供給

地震災害対策計画編 第 3 章第 19 節第 4 の 5 「被災者への住宅の供給」に準じる。

第 20 節 生活関連施設等の応急復旧計画

第 1 道路・橋梁の応急復旧

活動項目	
1	災害時の応急措置
2	応急復旧対策

担	責 任 者	都市建設部長 ※ 道路・橋梁の応急復旧
		消防長 ※ 被害状況の調査に関する協力 公営企業局管理者
当	班	都市建設部庶務班、土木班、管理班、警備班、調査復旧班（水道）、調査復旧班（下水道）
	関係機関	常陸河川国道事務所、県（土木部、高萩工事事務所）、自衛隊、NEXCO東日本水戸管理事務所、消防団、関係事業者

1 災害時の応急措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 1 の 1 「災害時の応急措置」に準じる。

2 応急復旧対策

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 1 の 2 「応急復旧対策」に準じる。

第 2 港湾・漁港の応急復旧

活動項目	
1	被害状況の把握
2	応急措置の実施
3	復旧作業の実施

担	責 任 者	茨城海上保安部、県（港湾課、水産振興課、茨城港湾事務所日立港区事業所） ※ 港湾・漁港施設の応急復旧
		産業経済部長 ※ 被害状況の調査に関する協力 消防長
当	班	産業経済部庶務班、農林水産班、警防班、警備班
	関係機関	常陸河川国道事務所、自衛隊、消防団

1 被害状況の把握

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 2 の 1 「被害状況の把握」に準じる。

2 応急措置の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 2 の 2 「応急措置の実施」に準じる。

3 復旧作業の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 2 の 3 「復旧作業の実施」に準じる。

第 3 鉄道施設の応急復旧

活動項目
1 応急復旧の実施

担 当	責 任 者	J R 東日本 (常磐線日立駅、常陸多賀駅、大甕駅、小木津駅、十王駅の各駅長)
		総務部長 ※ 鉄道施設との連絡・調整
	班	総務班、総務部庶務班

1 応急復旧の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 3 の 1 「応急復旧の実施」に準じる。

第 4 河川・砂防・治山・農業施設の応急復旧

活動項目
1 河川・砂防・治山施設の応急復旧
2 農業施設の応急復旧

担 当	責 任 者	常陸河川国道事務所 (久慈川下流出張所)、 県 (土木部、高萩工事事務所)、受益土地改良区
		都市建設部長 ※ 被害状況の調査及び応急復旧に関すること 消防長 ※ 被害状況の調査に関する協力 産業経済部長
	班	土木班、警備班、農林水産班
	関係機関	自衛隊、消防団

1 河川・砂防・治山施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 4 の 1 「河川・砂防・治山施設の応急復旧」に準じる。

2 農業施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 4 の 2 「農業施設の応急復旧」に準じる。

第 5 電力施設の応急復旧

活動項目
1 応急復旧の実施

担 当	責 任 者	東京電力パワーグリッド 日立事務所
	班	総務部長 ※ 連絡調整に関すること 総務班、総務部庶務班、営繕班、関係各部各班

1 応急復旧の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 5 の 1 「応急復旧の実施」に準じる。

第 6 通信施設の応急復旧

活動項目
1 NTT 東日本茨城支店の応急復旧
2 NTT ドコモ茨城支店の応急復旧
3 市内各郵便局の応急対策

担 当	責 任 者	NTT 東日本茨城支店・NTT ドコモ茨城支店・市内各郵便局
	班	総務部長 ※ 連絡調整に関すること 総務班、総務部庶務班、営繕班、関係各部各班

1 NTT 東日本茨城支店の応急復旧

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 6 の 1 「NTT 東日本茨城支店の応急復旧」に準じる。

2 NTT ドコモ茨城支店の応急復旧

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 6 の 2 「NTT ドコモ茨城支店の応急復旧」に準じる。

3 市内各郵便局の応急対策

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 6 の 3 「市内各郵便局の応急対策」に準じる。

第 7 ガス施設の応急復旧

活動項目	
1	ガス停止時の代替措置
2	応急復旧の実施

担 当	責 任 者	東京ガス日立支社
		総務部長 ※ 連絡調整に関すること
	班	総務班、総務部庶務班、営繕班、関係各部各班

1 ガス停止時の代替措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 7 の 1 「ガス停止時の代替措置」に準じる。

2 応急復旧の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 7 の 2 「応急復旧の実施」に準じる。

第 8 水道施設の応急復旧

活動項目	
1	応急復旧の対策
2	応急復旧資機材の確保
3	職員の確保
4	住民への広報

担 当	責 任 者	公営企業管理者（上下水道部長、水道技術管理者）
		都市建設部長 ※ 被害状況の調査及び応急復旧対策に対する協 力
		総務部長 ※ 県との連絡調整、広報活動に関する協力
		その他各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	上下水道部総務班、調査復旧班（水道）、調査復旧班（下水道）、 上下水道部広報班、土木班、管理班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、高萩工事事務所）、日立市指定管工事組合、 指定給水装置工事事業者、日本水道協会茨城県支部（関係市町村）

1 応急復旧の対策

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 8 の 1 「応急復旧の対策」に準じる。

2 応急復旧資機材の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 8 の 2 「応急復旧資機材の確保」に準じる。

3 職員の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 8 の 3 「職員の確保」に準じる。

4 住民への広報

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 8 の 4 「住民への広報」に準じる。

第 9 下水道施設の応急復旧

活動項目	
1	被害状況の緊急点検
2	応急復旧の実施
3	応急復旧用資機材及び調査体制の確保
4	住民への広報

担 当	責 任 者	公営企業管理者（上下水道部長）
		都市建設部長 ※ 被害状況の調査に関する協力
		生活環境部長 ※ 被害状況の情報提供
	その他関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力	
	班	上下水道部総務班、調査復旧班（下水道）、調査復旧班（浄化）、 上下水道部班広報、環境第 1 班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、 関係各部各班
	関係機関	県（土木部、高萩工事事務所、那珂久慈流域下水道事務所）、 災害時協定団体（日上市建設業協会、日上市指定管工事協同組合、 日立下水道維持管理協議会）

1 被害状況の緊急点検

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 9 の 1 「被害状況の緊急点検」に準じる。

2 応急復旧の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 9 の 2 「応急復旧の実施」に準じる。

3 応急復旧用資機材及び調査体制の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 9 の 3 「応急復旧用資機材及び調査体制の確保」に準じる。

4 住民への広報

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 9 の 4 「住民への広報」に準じる。

第 10 その他公共施設等の応急復旧

活動項目	
1	市の施設並びにその他公共公益施設の応急復旧

担 当	責 任 者	関係各部長	※ 市の施設等の応急復旧対策	
		教育長（教育部長）		
		総務部長		※ 各機関との連絡・調整
		各施設の防災担当者		※ 施設等の応急復旧対策
	関係各部長	※ 施設所管部の事務分掌による		
	班	営繕班、土木班、教育部庶務班、総務部庶務班、総務班、関係各部各班		
	関係機関	県（土木部、高萩工事事務所、生活環境部、教育庁）、日上市公園協会		

1 市の施設並びにその他公共公益施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節第 10 の 1 「市の施設並びにその他公共公益施設の応急復旧」に準じる。

第 21 節 清掃・汚染防止計画

第 1 ごみの処理

活動項目
1 基本方針
2 対策実施前の準備措置
3 第一次処理対策の実施
4 第二次処理対策の実施

担 当	責 任 者	生活環境部長、市長公室長
	班	環境第 1 班、清掃班、広報班
	関係機関	関係事業所

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 1 の 1「基本方針」に準じる。

2 対策実施前の準備措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 1 の 2「対策実施前の準備措置」に準じる。

3 第一次処理対策の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 1 の 3「第一次処理対策の実施」に準じる。

4 第二次処理対策の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 1 の 4「第二次処理対策の実施」に準じる。

第 2 し尿の処理

活動項目
1 基本方針
2 対策実施前の準備措置
3 仮設トイレの設置
4 第一次処理対策の実施
5 第二次処理対策の実施

担 当	責 任 者	生活環境部長
		保健福祉部長 ※ 指定避難所における仮設トイレの良好な衛生状態の維持に関すること
		上下水道部長 ※ 下水道活用によるし尿処理の協力
その他関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力		
班	環境第 1 班、保健班、調査復旧班（下水道）、調査復旧班（浄化）、関係各部各班	
関係機関	関係事業所	

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 2 の 1「基本方針」に準じる。

2 対策実施前の準備措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 2 の 2「対策実施前の準備措置」に準じる。

3 仮設トイレの設置

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 2 の 3「仮設トイレの設置」に準じる。

4 第一次処理対策の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 2 の 4「第一次処理対策の実施」に準じる。

5 第二次処理対策の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 2 の 5「第二次処理対策の実施」に準じる。

第 3 がれき等の処理

活動項目	
1	基本方針
2	対策実施前の準備措置
3	第一次処理対策の実施
4	第二次処理対策の実施
5	第三次処理対策の実施
6	道路関係及び河川関係の除去計画

担 当	責 任 者	生活環境部長	※ 解体時における分別・減量化・再利用並びに 環境対策の徹底
		都市建設部長 関係各部長	※ 河川・道路におけるガレキ等障害物の除去
	班	環境第 1 班、清掃班、土木班、管理班、関係各部各班	
	関係機関	関係事業所	

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 3 の 1「基本方針」に準じる。

2 対策実施前の準備措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 3 の 2「対策実施前の準備措置」に準じる。

3 第一次処理対策の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 3 の 3「第一次処理対策の実施」に準じる。

4 第二次処理対策の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 3 の 4「第二次処理対策の実施」に準じる。

5 第三次処理対策の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 3 の 5「第三次処理対策の実施」に準じる。

6 道路関係及び河川関係の除去計画

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 3 の 6「道路関係及び河川関係の除去計画」に準じる。

第 4 災害時の環境保全対策

活動項目
1 基本方針
2 有害物質に係わる二次災害防止対策
3 大気・水の監視
4 建築物の被災若しくは解体に伴う対策

担	責 任 者	生活環境部長
		関係各部 ※ 所管事務に基づく協力
当	班	環境第 1 班、環境第 2 班、清掃班、建築指導班、関係各部各班
	関係機関	関係事業所

1 基本方針

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 4 の 1 「基本方針」に準じる。

2 有害物質に係わる二次災害防止対策

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 4 の 2 「有害物質に係わる二次災害防止対策」に準じる。

3 大気・水の監視

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 4 の 3 「大気・水の監視」に準じる。

4 建築物の被災若しくは解体に伴う対策

地震災害対策計画編 第 3 章第 21 節第 4 の 4 「建築物の被災若しくは解体に伴う対策」に準じる。

第 22 節 防疫活動計画

第 1 防疫

活動項目
1 防疫体制の確立
2 実施主体及び時期区分
3 災害防疫の実施方法
4 感染症患者の指定医療機関への収容
5 防疫用薬剤・資機材の確保
6 状況等の報告

担	責 任 者	保健福祉部長 ※ 防疫活動の実施並びに防疫対策に関する総合調整
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
当	班	保健班、保健福祉部庶務班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日立市医師会、医療機関

1 防疫体制の確立

地震災害対策計画編 第 3 章第 22 節第 1 の 1 「防疫体制の確立」に準じる。

2 実施主体及び時期区分

地震災害対策計画編 第 3 章第 22 節第 1 の 2 「実施主体及び時期区分」に準じる。

3 災害防疫の実施方法

地震災害対策計画編 第 3 章第 22 節第 1 の 3 「災害防疫の実施方法」に準じる。

4 感染症患者の指定医療機関への収容

地震災害対策計画編 第 3 章第 22 節第 1 の 4 「感染症患者の指定医療機関への収容」に準じる。

5 防疫用薬剤・資機材の確保

地震災害対策計画編 第 3 章第 22 節第 1 の 5 「防疫用薬剤・資機材の確保」に準じる。

6 状況等の報告

地震災害対策計画編 第 3 章第 22 節第 1 の 6 「状況等の報告」に準じる。

第 2 保健

活動項目
1 保健衛生対策の実施方法
2 食品の衛生監視
3 その他の保健衛生対策

担	責 任 者	保健福祉部長 ※ 保健衛生対策に関する総合調整
		関係各部長 ※ 所管事務に基づくこと
当	班	保健班、保健福祉部庶務班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、医療機関

1 保健衛生対策の実施方法

地震災害対策計画編 第 3 章第 22 節第 2 の 1 「保健衛生対策の実施方法」に準じる。

2 食品の衛生監視

地震災害対策計画編 第 3 章第 22 節第 2 の 2 「食品の衛生監視」に準じる。

3 その他の保健衛生対策

地震災害対策計画編 第 3 章第 22 節第 2 の 3 「その他の保健衛生対策」に準じる。

第 23 節 遺体の捜索・収容・埋葬

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 要捜索者名簿の作成、安否確認の照会受付までの業務総括
		消防長 ※ 行方不明者及び遺体の捜索 生活環境部長 ※ 遺体の検案、遺体の収容・埋葬火葬に関する協力 関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、消防部庶務班、警防班、警備班、環境第 1 班、関係各部各班
	関係機関	自衛隊、茨城海上保安部、県（生活環境部、保健福祉部）、日立警察署、日立市医師会、日赤茨城県支部、消防団

第 1 実施機関及び実施時期

活動項目
1 実施機関
2 対策実施上の時期区分

1 実施機関

地震災害対策計画編 第 3 章第 23 節第 1 の 1 「実施機関」に準じる。

2 対策実施上の時期区分

地震災害対策計画編 第 3 章第 23 節第 1 の 2 「対策実施上の時期区分」に準じる。

第 2 実施内容

活動項目	
1 市の役割	5 遺体の収容・安置
2 対策実施前の準備措置	6 埋・火葬
3 搜索依頼・届出の受付等	7 その他
4 搜索の実施	

1 市の役割

地震災害対策計画編 第 3 章第 23 節第 2 の 1 「市の役割」に準じる。

2 対策実施前の準備措置

地震災害対策計画編 第 3 章第 23 節第 2 の 2 「対策実施前の準備措置」に準じる。

3 搜索依頼・届出の受付等

地震災害対策計画編 第 3 章第 23 節第 2 の 3 「搜索依頼・届出の受付等」に準じる。

4 搜索の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 23 節第 2 の 4 「搜索の実施」に準じる。

5 遺体の収容・安置

地震災害対策計画編 第 3 章第 23 節第 2 の 5 「遺体の収容・安置」に準じる。

6 埋・火葬

地震災害対策計画編 第 3 章第 23 節第 2 の 6 「埋・火葬」に準じる。

7 その他

地震災害対策計画編 第 3 章第 23 節第 2 の 7 「その他」に準じる。